

令和7年度長野県グリーン購入推進方針

1 趣旨

地球温暖化や廃棄物といった今日の環境問題を解決するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に象徴されるライフスタイルを見直し、環境負荷の少ない持続可能な社会に変えるよう取り組む必要があります。その取組の一つとして、物品や役務（以下「物品等」という。）を調達する際に、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品等を優先的に調達する「グリーン購入」があります。

本方針において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」第10条第1項の規定により、県が事業者として率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めます。

また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）」の規定に基づき国が推進している温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）のうち「電力供給の契約」についても、本方針において必要な事項を定めます。

2 グリーン購入推進に当たっての基本的な考え方

グリーン購入を推進する前提として、以下の点について留意します。

- (1) 事前に物品等の必要性と適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制します。
- (2) 物品等の価格や品質だけでなく、資源採取から廃棄に至るまでの物品のライフサイクル全体への環境負荷に配慮し、かつ、長期使用や分別廃棄の可否等についても考慮します。
- (3) 物品等の長期・適正使用及び廃棄時の分別を行い、環境負荷を低減します。
- (4) 温室効果ガスであるCO₂排出削減のため、輸送エネルギーのかからない地元産のものを積極的に導入します。
- (5) 環境に配慮した事業活動を行っている事業者から優先して調達します。

3 調達を推進する環境物品等の品目及び判断基準

国が策定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び長野県認定制度等[※]に基づき、調達を推進する環境物品等の品目、調達目標及びその判断基準を別紙1-1、2（国準拠品目）及び別紙2-1、2（県独自品目）のとおりとします。

4 対象となる組織

県の機関全てを対象とします。

5 推進体制

本庁舎及び現地機関ともに、所属長を責任者、各所属のエコマネジメント長野推進員を推進担当者とします。

※ 長野県グリーン購入推進方針対象品目に含まれる長野県認定制度等

- ・「信州リサイクル製品認定制度」（環境部資源循環推進課）
- ・「信州の環境にやさしい農産物認証制度」（農政部農業技術課）
- ・「長野県原産地呼称管理制度」（産業労働部産業技術課（シードル・焼酎）・農政部農業技術課（米））
- ・「GI長野」（産業労働部産業技術課（ワイン・日本酒））
- ・「信州木材認証制度」（林務部県産材利用推進室）
- ・「信州プレミアム牛肉認定制度」（農政部農産物マーケティング室）
- ・「信州伝統野菜認定制度」（農政部園芸畜産課）
- ・「エコファーマー認定制度」（農政部農業技術課）
- ・県有施設で使用する電気の「省CO₂化」